

三川町いじめの重大事態対応マニュアル

令和 6 年 3 月
三川町教育委員会

令和 8 年 7 月改訂

【目次】

1	いじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	重大事態とは、その判断について・・・・・・・・	3
	(1) 「生命心身財産重大事態」にかかわって	
	(2) 「不登校重大事態」にかかわって	
	(3) 重大事態の判断について	
	(4) 児童生徒・保護者からの重大事態の申し立てを受けた場合について	
3	重大事態の対応について【概要】・・・・・・・・	7
	・いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト	
	・一般的な重大事態調査の流れ	
	・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト	
4	重大事態（疑い含む）の発生報告について・・・・・・・・	19
	(1) 「生命心身財産重大事態」について	
	(2) 「不登校重大事態」について	
	(3) 三川町長等への報告について	
	(4) 文部科学省への報告について	
5	調査の主体及び組織、調査、報告について・・・・・・・・	21
	(1) 調査の主体の判断	
	(2) 調査の主体について	
	(3) 調査組織について	
	(4) 調査における学校の設置者及び学校の基本的姿勢	
	(5) 調査実施前の事前説明について	
	(6) 重大事態調査の進め方	
	(7) 調査報告書の作成	
	(8) 調査結果の説明・公表について	
6	地方公共団体の長等による再調査について・・・・・・・・	29
7	児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について・・・・・・・・	30
8	様式について・・・・・・・・・・・・・・・・	32

【本マニュアルにおける定義】

「法」・・・・・・・・・・「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）

「基本方針」・・・・・・・・「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定）」（平成 29 年 3 月 14 日改定）

「ガイドライン」・・・・・・・・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂版）

「背景調査の指針」・・・・・・・・「子供の自殺が起きたときの背景調査指針」（令和 7 年 1 2 月改訂）

「緊急対応の手引き」・・・・・・・・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成 22 年 3 月）

「学校」・・・・・・・・・・三川町立学校

「設置者」・・・・・・・・・・三川町教育委員会

「学校いじめ対策組織」・法第 22 条による組織

「調査」・・・・・・・・・・法第 28 条による調査

「再調査」・・・・・・・・・・地方公共団体の長等が、法第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 30 条の 2、第 31 条第 2 項、第 32 条第 2 項に基づいて行う調査

「基本調査」・・・・・・・・自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、学校がその時点で持っている情報を迅速に整理するもの

「詳細調査」・・・・・・・・基本調査を踏まえ必要な場合に、弁護士や心理の専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査

「背景調査」・・・・・・・・「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査

※いじめが背景に疑われる場合は、法第 28 条に基づく重大事態の調査に該当

「対象児童生徒」・・・・・・・・“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒

「関係児童生徒」・・・・・・・・いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒

「いじめを行った児童生徒」・・関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒

「他の関係児童生徒」・・・・・・・・関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外の児童生徒

「事案」・・・・・・・・・・重大事態に関わる出来事、いじめ（疑いを含む）の総称

1 いじめとは

まず、最初に「いじめ」について確認しておきます。法及び基本方針において、次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法第2条第1項】

《参考》

- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織等の校内組織を活用して行う。【基本方針】

いじめの解消について、文部科学省は次のように示しています。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。【いじめ対策に係る事例集、p164】

いじめの対応は、いくつかありますが、基本方針の別添2に沿って示します。

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

上記の他にも、児童生徒についてどのような状況にあるのか、面談やアンケートでどのような訴えがあり、どのように答えたのか、「学校いじめ対策組織」ではどのような話し合いが行われ、どのような対策をとることになったか等について、**記録に残す**ことが重要です。

記録については、重大事態が発生した場合、学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等、教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、三川町文書管理規程の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意します。

2 重大事態とは、その判断について

「重大事態」は法において、次のように定義されています。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 1 号】（以下「生命心身財産重大事態」という。）
- ・いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 2 号】（以下「不登校重大事態」という。）

(1) 「生命心身財産重大事態」にかかわって

「生命心身財産重大事態」にかかわって、基本方針には次のように示されています。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

ガイドライン（改訂前 H29）別紙には次のように示されています。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。

(2) 「不登校重大事態」にかかわって

「不登校重大事態」にかかわって、基本方針には次のように示されています。

① 「相当の期間学校を欠席する」について

「相当の期間」の意義については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、**年間30日を目安**とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(3) 重大事態の判断について

重大事態の判断について、ガイドラインには次のように示されています。

・重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみにによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断したということであり、各学校の設置者又は学校は、別添資料1に示す重大事態として扱われた事例等を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する必要がある。

【ガイドライン p12～13】

・重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。【ガイドライン p12】

・不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、**重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要**である。

【ガイドライン p13】

・**児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき**（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、**重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる**。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。【ガイドライン p14】

学校において、重大事態に該当するか判断する際は、よく三川町教育委員会と協議し、慎重かつ丁寧に対応して判断します。

「不登校重大事態」の欠席の相当の期間とは、年間 30 日が目安となりますが、「不登校重大事態」に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、「生命心身財産重大事態」と同様に「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、**学校だけで判断することなく、三川町教育委員会に相談**し、慎重かつ丁寧に判断する必要があります。

なお、三川町教育委員会と学校とで情報共有をするために、年度初め各校に毎月の欠席日数調査を依頼し、それをもとに毎回の校長会で、不登校および不登校傾向の児童生徒の情報について、三川町教育委員会と各校の学校長とで情報共有をしています。

(4) 児童生徒・保護者からの重大事態の申し立てを受けた場合について

ガイドライン（p14）には次のように示されています。

- 保護者からの重大事態の申し立てがあった場合について、家庭における児童生徒の様子は学校では知り得ない情報であって重大事態を把握する端緒として重要であることから、保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てる必要がある。電話や口頭でのやり取りに終始し、学校と保護者との情報共有が十分に図られず、実際には重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れる事例もあることから、**別添資料 2 のような様式を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらい、**申し立てを受ける際に円滑な意思疎通を図ることや、訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげることなどが考えられる。
- なお、当該様式は申し立てに際して円滑な意思疎通等を図るために活用するものであり、こうした書面の記入がないことを理由に、電話や口頭での相談に対応せず、重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れるようなことがあってはならない。
- また、**児童生徒等からの重大事態の申し立てがあった場合においても、当該様式を参考として、具体的な状況を記入してもらい、又は話を聴き取った教職員等が代わりに記入し、その内容を児童生徒等に確認する等円滑な意思疎通等を図るなども**考えられる。
- 児童生徒の退学や転学後に重大事態の申し立てが行われる場合もある。このような場合には、重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等重大事態調査を行うこととなるが、児童生徒への聴き取り等には現在籍校の協力も不可欠である。

- 前在籍校と現在籍校それぞれの学校の設置者が積極的に関与し、連携して調査を進めることが必要になる。
- また、既に卒業した児童生徒・保護者が、在籍時のいじめの重大事態について申立てを行う場合も想定される。児童生徒らの卒業後に調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料が保存期間を経過して不存在となっている場合があることや、関係する卒業生に連絡が取れない場合もあり得ることなどから、調査は困難を伴うことが想定される。
- しかしながら、重大事態の場合には調査を行うことが必要であり、学校の設置者及び学校は、再発防止のためにどのような調査が可能かを検討する必要がある。
- 例えば、卒業した学校から（学校が把握している情報をもとに）卒業生の保護者を通じて調査への協力を求めるなどの方法が考えられる。

保護者からの重大事態の申立てがあった場合、ガイドラインの別添資料2を**本マニュアルp33に掲載しましたので、活用してください。**

3 重大事態の対応について【概要】

調査の主体について

生命心身財産重大事態・・・・・・・・・・学校又は設置者

不登校重大事態・・・・・・・・・・原則、学校が主体

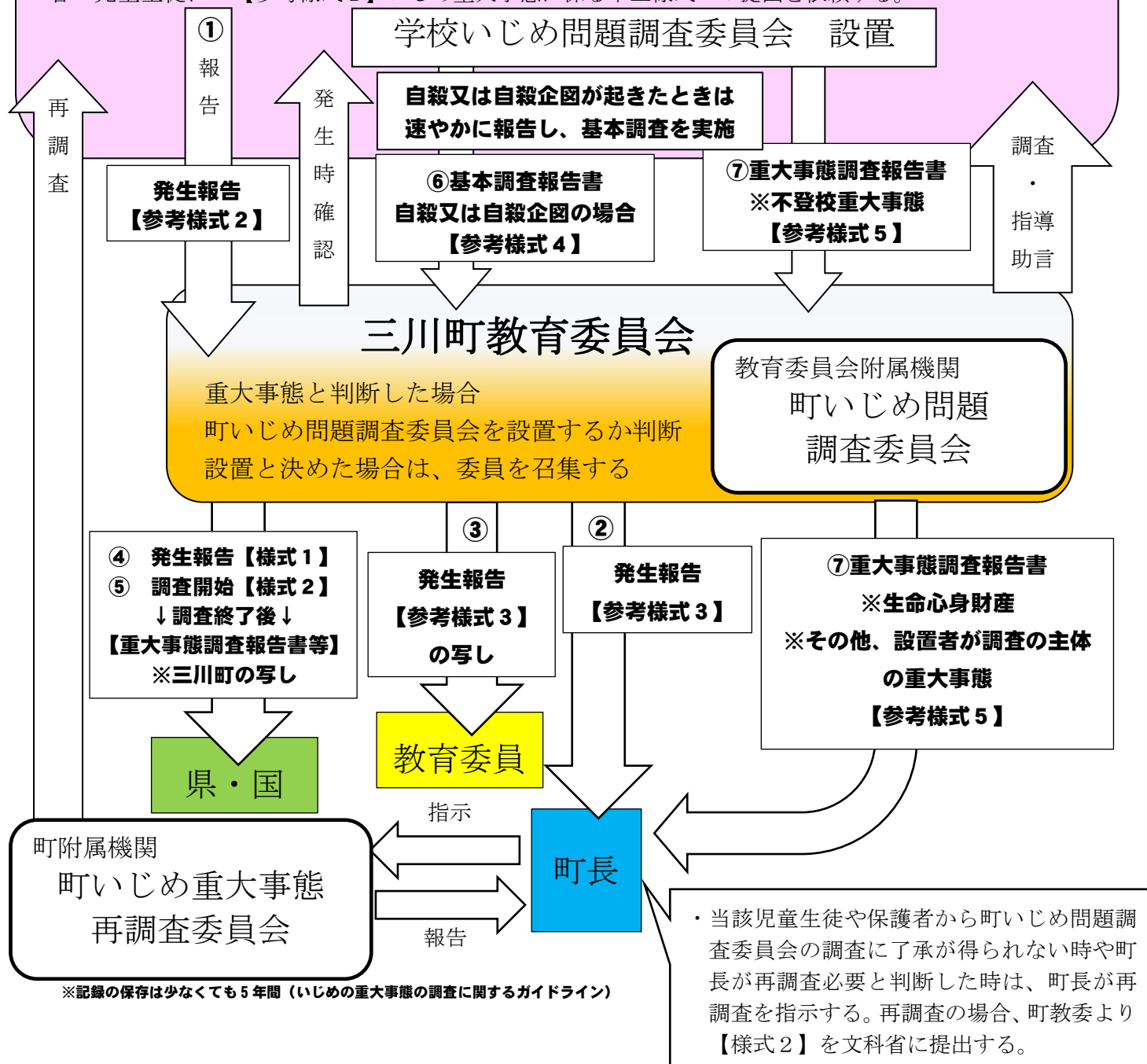
自殺が起きたときの基本調査・・・・・・・・設置者の指導・支援のもと、学校が主体

自殺が起きたときの詳細調査・・・・・・・・特別の事情がない限り設置者が主体

学 校

重大事態と考えられるいじめ発生！

校長は、重大事態と思われるいじめ問題が発生した場合、三川町教育委員会と相談し、慎重かつ丁寧に対応する。重大事態（疑いがあると認められたときも含む）として取り扱う場合は三川町教育委員会に報告し、学校いじめ問題調査委員会を設置して調査を進める。保護者・児童生徒からの申立の際は、保護者・児童生徒に“【参考様式1】いじめ重大事態に係る申立様式”の提出を依頼する。



重大事態の対応については【いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について（事務連絡）R5.7.7】に示されています。参考にしてください。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)[参考例]

<当該児童生徒に関する情報>

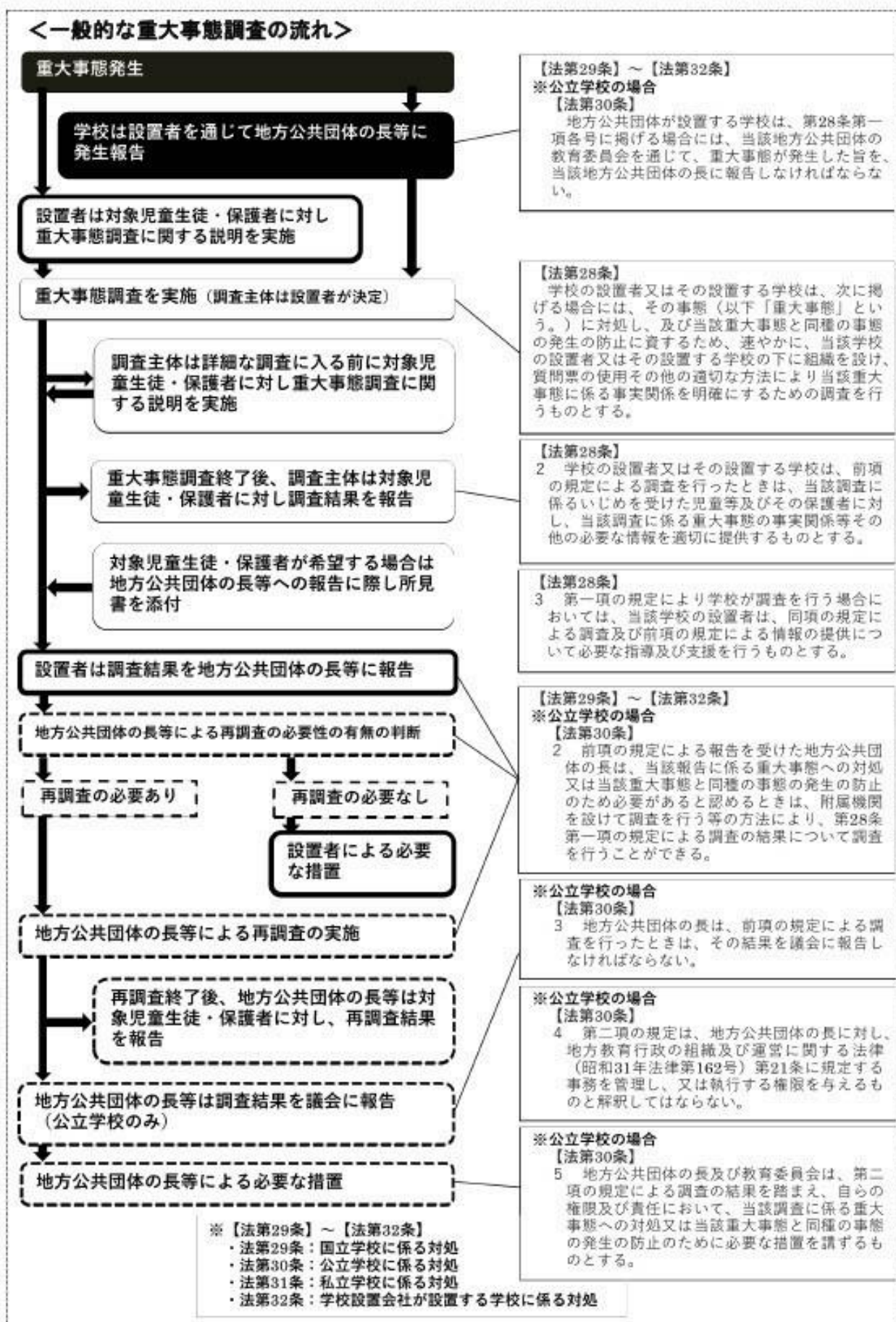
学校名：		学年：	性別：	年齢：
1	いじめ重大事態の発生から調査開始	法、基本方針等の記載箇所		チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階 から教育委員会への報告相談を行い、 情報を共有するとともに準備作業 に取り組む	● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁		
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁		
3	教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい)		
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁		
5	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁		
6	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁		
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—		
2	重大事態調査の実施	法、基本方針等の記載箇所		チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁		

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

3	重大事態調査結果の説明・報告	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
2	地方公共団体の長への報告にあたり、 被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる 旨予め説明すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って 加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁	
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の可否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁	
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	
4	重大事態調査結果の公表検討	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の可否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	● ガイドライン13～14頁	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	● ガイドライン13～14頁	
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	● ガイドライン13～14頁	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

ガイドライン（p4）にも流れが記載されていますので、参考にしてください。



以下に、チェックリスト（ガイドラインより）を記載しましたので、参考にしてください。ページ番号はガイドラインのページです。なお、“【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え”の部分は割愛してあります。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		☐	
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	☐	
	その他（ ）	☐	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長		☐	
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	☐	
	その他（ ）	☐	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		☐	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	☐	
	教育相談の記録	☐	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他（ ）	☐	
	学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。	☐	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		☐	

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント	チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	☐	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	☐	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	☐	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	☐	
説明時の録音の有無を確認した。	☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	☐	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するののかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	☐
重大事態として認めた時期について説明した。	☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	☐
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	☐
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	☐
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されと考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	☐
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	☐
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	☐

⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	☐
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p 27～29参照）

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	☐
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	☐
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	☐
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	☐
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	☐
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	☐
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	☐

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	☐
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	☐
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	☐
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	☐
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	☐
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	☐
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	☐
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	☐
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	☐
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p 29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	☐	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	

対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	☐	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p 30参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	☐	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p 30参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p 31参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		☐	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	☐	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	☐	
	調査方法やスケジュール	☐	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	☐	
	調査結果の公表の有無、在り方	☐	
	その他（ ）	☐	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		☐	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（p 31～32参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		☐	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		☐	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
	学校いじめ防止基本方針	☐	
	年間の指導計画	☐	
	学校に設置される各委員会の議事録	☐	
	過去のアンケート、面談記録	☐	
	その他（ ）	☐	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		☐	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		☐	
実施した事項	教職員からの聴き取り	☐	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
事実関係を整理した。		☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐	
報告書の作成、取りまとめをした。		☐	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	☐
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	☐
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	☐
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	☐
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	☐
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	☐
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	☐
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	☐

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	☐
調査途中で新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	☐
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	☐

【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	☐
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	☐
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等へ報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	☐

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	☐

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	☐	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	☐	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	☐	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	☐	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	☐	

4 重大事態(疑い含む)の発生報告について

(1) 「生命心身財産重大事態」について

学校は事案を認知した場合、**速やかに教育委員会に報告**を行います。【法第29条から第32条】

この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなりますので、留意する必要があります。

報告を受けた教育委員会は、学校に対し、指導・助言を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行います。**なお、本マニュアルの中でも触れていますが、「重大事態」であるか否かを学校のみで判断することなく、教育委員会に対して情報共有し、相談することが求められます。**

(2) 「不登校重大事態」について

欠席が30日に達する前から、教育委員会に相談をしつつ、児童生徒への聴き取りを始めます。**重大事態の判断は、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談**し、慎重かつ丁寧に対応する必要があります。その上で、重大事態と判断した際には、**判断した後7日以内に教育委員会にいじめ重大事態(疑い含む)発生報告書(本マニュアルp34、p35)を提出**します。

(3) 三川町長等への報告について

学校より設置者に発生報告書等の提出がされたら、三川町教育委員会から三川町長への報告、庄内教育事務所を通じて山形県教育委員会、文部科学省へと報告します。

(4) 文部科学省への報告について

文部科学省に対して下記のように報告する必要があります。【いじめ重大事態に関する国への報告について(依頼) R5.3.10 文科省】より示します。

・令和5年4月1日より、下記のとおり、文部科学省に対して、重大事態に関する報告・相談をお願いいたします。文部科学省へ報告・相談する際、公立学校にあっては、都道府県教育委員会が、域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会の管下の学校を含む管下の学校について報告・相談をお願いいたします。

・重大事態の発生報告について(提出様式:様式1)

地方公共団体が設置する学校は、法第30条に基づき、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告することが義務付けられています。各学校は学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等への発生報告を行った後、都道府県教育委員会等を通じて文部科学省に対して、速やかに、重大事態の概要や被害・加害児童生徒に関する情報、学校・学校の設置者等の対応状況等について、様式1により、報告いただきますようお願いいたします。

・重大事態調査の開始報告について(提出様式:様式2)

(1)の報告後、重大事態調査の開始(重大事態調査委員会の初回開催日)が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、様式2により、報告いただくようお願いいたします

・重大事態調査報告書等の提出について

重大事態調査が終了し、調査組織から重大事態調査報告書を地方公共団体の長等へ提出した後、文部科学省に対し、当該重大事態調査報告書を提出いただくようお願いいたします。なお、法に基づく地方公共団体の長等による再調査(以下「再調査」という。)が実施される場合、同様に、再調査の開始報告(様式2)を行い、再調査終了後に再調査報告書の提出をお願いいたします。

三川町教育委員会から文部科学省に対して報告しますが、参考として様式を本マニュアル p 50～に記載しています。

5 調査の主体及び組織、調査、報告について

(1) 調査の主体の判断

ガイドラインにおいて、**重大事態の調査主体について、学校が主体になるか、学校の設置者が主体となるかの判断は、学校の設置者が行うこと**となっています。**不登校重大事態については、原則として学校主体で調査**を行います。

学校の設置者が主体となる場合は、ガイドライン（p 21）において、次のように示されています。

従前の経緯や事案の特性、児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。

(2) 調査の主体について

調査の主体をまとめると以下ようになります。自殺の場合の調査の主体については、背景調査の指針をもとに記載しています。

生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
不登校重大事態・・・原則、学校が主体
自殺が起きたときの基本調査・・・設置者の指導・支援のもと、学校が主体
自殺が起きたときの詳細調査・・・特別の事情がない限り設置者が主体

(3) 調査組織について

調査の主体が、学校の設置者主体の場合と学校主体の場合の調査組織については、以下ようになります。

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】（ガイドライン p 21）

① 教育委員会等方式

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 公立学校の場合には、法第 14 条第 3 項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。
- ・ なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】（ガイドライン p 21）

① 学校いじめ対策組織方式

- ・ 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

【専門家および第三者の考え方について】（ガイドライン p 23）

- “専門家”とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定される。
- “第三者”とは、基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示している。
- 「当該いじめ事案の関係者」とは、重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者を指している。
- よって、例えば、重大事態が発生した学校を担当する弁護士（スクールロイヤー、顧問弁護士等）や心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）が重大事態調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置付けて加えることは適切とは言えないため、別の第三者を確保することが必要である。
- この点、専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えられるところ、その場合には、職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命することが考えられる。
- その際、対象児童生徒・保護者から推薦に当たった専門家の専門性等について要望があれば併せて伝えることが考えられる。
- 職能団体等からの推薦は、公平・中立に行われるものであり、職能団体等からの推薦を経て、調査組織に加わる者については第三者性が確保されていると考えられる。ただし、推薦のあった者が当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないか調査主体においても確認が必要である。

（４） 調査における学校の設置者及び学校の基本的姿勢

調査を始めるにあたって、学校の設置者及び学校の基本的姿勢についてガイドライン（p 9）には次のように示されています。

- 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが必要である。
- 学校の設置者及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組まなければならない。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校いじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合があったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、**再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが求められる。**
- 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（「学校・警察連絡員」等）に相談・通報すること。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有すること。

- 重大事態調査を適切に実施するに当たって、学校の設置者及び学校（これらの調査主体から依頼を受けた調査組織の調査委員を含む。）は、以下の視点をもちながら取り組むことが必要である。
 - ・ 調査には真摯な態度で取り組むこと
 - ・ 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
 - ・ 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
 - ・ 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
 - ・ 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること
- 対象児童生徒が卒業してしまったなどの場合でなければ、対象児童生徒・関係児童生徒の学校生活が続いている。学校の設置者及び学校が、重大事態調査の実施やその対応に意識が向き 対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはならない。こうした認識を関係する保護者とも共有することが求められる。

（５） 調査実施前の事前説明について

調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行います。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながります。

事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに**説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項**があり、２段階に分けて行うことが望ましいとされています。併せて、関係児童生徒・保護者への説明も行う必要があります。

事前説明については、**本マニュアルp12の“【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明”を参考にしてください。**ここでは、**説明時の注意点**をガイドライン（p25～）に添って示します。

- 「いじめはなかった」などと断定的な説明や、推測や主観的な事柄についての説明はしてはならない。
- 例えば、重大事態調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によって対応が変わることもあり、そうした場合には臨機応変に対応することも予め説明するなど、理解を得るような説明に努めることが望ましい。
- 重大事態発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者及び学校の不適切な対応により対象児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者及び学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに対象児童生徒・保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪を行う。
- 例えば、以下のような対象児童生徒・保護者の心情を害すると考えられる言動は、厳に慎む。
 - ※ 家庭にも問題がある等の発言（対象児童生徒をとりまく状況は、公正・中立に行う重大事態調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）

※ 持ち物（遺品等を含む。）を返還する際の配慮のない対応（一方的に対象児童生徒・保護者の自宅に送付することなどや返還せずに処分することはあってはならない。）

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進める。

（６） 重大事態調査の進め方

重大事態調査の進め方は、**本マニュアルp16～の“【チェックリスト④】重大事態調査の進め方”を参考にしてください。**

ここでは、重大事態調査における留意事項等についてガイドライン（p32～）に添って示します。

- 不登校重大事態の場合について、**調査中に対象児童生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。**また、**重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。**
- 調査組織の構成員等に対しては、誓約書を書いてもらうなどにより守秘義務を課すとともに、調査で収集した情報の管理・保管方法等にも留意する。
- 自殺の場合、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

次に聴き取り調査の方法及び留意事項について、ガイドライン（p33～）に添って示します。

- 聴き取りの体制については、複数人で聴き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、児童生徒等に威圧感を与えるため避ける必要がある。
- 公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聴き取りを担う又は参加することが望ましい。
- 聴き取り場所や聴き取りの時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定することが必要となる。
- 児童生徒への聴き取りの際には、当該事案に深く関わっていないスクールカウンセラーが同席したり、その児童生徒と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮も重要である。
- 聴き取り調査を行う際、全体として1時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。
- 聴き取り調査において対象児童生徒が話したがらないこともあるが、無理に聴き取りを行うことにこだわらないこと。その場合は、対象児童生徒の保護者と連携して、学校の記録や教職員等の聴取を通じた情報収集にするなど、柔軟な対応をとる必要がある。

- 学校の教職員等への聴き取りを行う場合には、学校の設置者や学校関係者が同席することは避ける必要があり、特に、精神的にショックを受けているなど配慮を要する者に対しては、聴き取り方法を工夫することにも必要になる。
- 聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられる質問）をする。ただし、必要に応じてある行為をしたか否か具体的に問う質問が必要な場合もありうる。
- 子供は「被暗示性」が高く、すなわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になるおそれがある。そのため、児童生徒に対しては速やかに調査を行わなければ事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあるため、調査組織の立ち上げが遅れるなどの場合には、学校の設置者及び学校において、児童生徒への聴き取りのみ先んじて行うことも考えられる。
- なお、児童生徒からの聴き取りについては、「生徒指導提要（改訂版）」第6章6.3.2「児童生徒からの聴き取り」の少年非行の聴取の方法に係る記載が参考になる。
- 聴き取りの対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであれば聴き取り等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながら聴き取りを行う。

次に、児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項をガイドライン（p34～）に添って示します。

- 調査対象者を広げてアンケート調査等を行う場合には、学校において実施することとなるが、予め調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童生徒・保護者の意向も確認する。
- 学校では周囲の目が気になるなどの意見があれば、例えば、アンケート様式を自宅に持ち帰り、自宅で記入の上、提出してもらうなどの方法も考えられる。
- 調査においては、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来は、無記名方式ではなく、**記名方式とすることが望ましい**。無記名方式の場合は、その後の聞き取り長査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認ができなくなる場合もあることに留意する。
- アンケート調査等の対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであればアンケート調査等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながらアンケート調査等を行う。

（7） 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や、記載内容の例については以下のとおりです。

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。

また、公表することも念頭におきつつ、例えば、報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮し、児童生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載することなどが考えられる。

【共通事項】

	標準的な項目	記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け	- 重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） - 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
2	調査の目的、調査組織の構成	
	(1) 調査の目的	調査の趣旨・目的を記載する。
	(2) 調査期間	調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	(3) 調査組織の構成	- 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 - 外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
3	当該事案の概要	
	(1) 基礎情報	重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、(氏名)、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
	(2) 当該事案の概要	調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容	
		聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	当該事案の事実経過	
	(1) 対象児童生徒の訴え	- 聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。 - 対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
	(2) 関係児童生徒からの聴取内容	- 関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。 - 関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
	(3) 当該事案の事実経過	- 調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。 - 事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「(2) 事実関係の確認・整理」を参照。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。
7	学校及び学校の設置者の対応	
	(1) 学校の対応について	「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	(2) 学校の設置者の対応について	「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察	学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。

8	当該事案への対処及び再発防止策の提言	
(1)	当該事案への対処について	- 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 - 対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
(2)	学校及び学校の設置者に対する提言	当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料	

【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）】

- 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
 - 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
 - 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策
 を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

- 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

調査項目も含めて参考様式として示しましたので、本マニュアルp38～46を確認してください。

いじめ重大事態報告書について

【参考様式4（学校→町教委）】基本調査報告書

※ 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について 基本調査の主体は学校を想定

【参考様式5（学校もしくは町教委→三川町長）】いじめ重大事態調査報告書

※ 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について調査主体・調査報告書の作成は町教委を想定

※ 不登校重大事態について、調査主体・調査報告書の作成は学校を想定

※ その他の重大事態については、調査主体が調査報告書を作成することを想定

事実関係の確認・整理について、ガイドライン（p37～）に添って示します。

- いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第2条第1項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明らかにする。
- また、児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景（発達的な特徴、性格的特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）なども併せて調査することが望ましい。
- 調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめることが考えられる。
- 聴き取り等の内容や収集した資料等について正確性や信頼性の観点から吟味し、評価していく。この際、調査組織は、中立的な観点から検討することが必要である。
- ただし、調査に当たっては事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等も想定される。調査結果をまとめるに当たり、そのような場合には調査の過程や調査によって明らかになった

範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記することも考えられる。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避けることが必要である。

- 事実関係の把握と把握された事実関係を基にした評価分析は別の事柄であり、評価分析とは別に調査を通じて把握した事実関係を可能な限り報告書に記載することは、学校・教職員の対応の検証や再発防止策の実施等の観点からも重要である。
- 重大事態調査の目的は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることであり、対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要である。なお、「いじめが主たる原因ではないことをもって、因果関係は認められない」とするのではなく、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

(8) 調査結果の説明・公表について

調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められています。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要です。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行います。また、調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められています。

ガイドライン（p39～）では、**「調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」**とされています。

調査結果の説明・公表の進め方は、本マニュアルp18の“【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表”を参考にしてください。

6 地方公共団体の長等による再調査について

法第30条第2・3項では、再調査について次のように規定されています。

第30条

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

再調査を行う必要があると考えられる場合について、ガイドライン（p46）には次のように示されています。

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

再調査の趣旨について、ガイドライン（p46）には次のように示されています。

- 地方公共団体の長等による再調査は、学校の設置者等から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると地方公共団体の長等が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができるものである。
- 地方公共団体の長等においては、制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、予め再調査を担当する部署を決めておくなど体制構築を図っておく必要がある。

再調査が開始された場合、町教委から文科省に様式3を提出します。

7 児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

文科省より、【「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（R5.3.10）】が出され、「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときは、【子供の自殺が起きたときの背景調査の指針】、【子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引】、【子供に伝えたい自殺予防】等を踏まえ適切な対応を」とされています。このことを踏まえ、基本調査やいじめ重大事態報告書の作成に関連することを、背景調査の指針（R7.12月改訂 p 3）より以下に示します。

<背景調査の目的>

- 「目的」は事案によって異なる可能性もあるが、一般的には次の四つである。
 - ① 学校及び教職員等が事実に向き合い、学校全体で再発防止に取り組むとともに、今後の学校における自殺防止に活かすため
 - ② 遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ③ 児童生徒と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ④ 児童生徒に係る自殺対策に社会全体で取り組むための一助とするため
- この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校の設置者及び学校として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである。
- 学校の設置者及び学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要であり、調査結果を重んじ、主体的かつ真摯に再発防止に取り組むことが求められる。
- 背景調査の実施に当たり、調査の趣旨・目的・方法・得られた情報の取扱い・保存期間・保存方法等について、遺族・児童生徒・保護者に丁寧に説明しておく必要がある。

<背景調査の目標>

- 背景調査を実施することによって到達すべき「目標」は、事案によって異なる可能性もあるが、一般的には次の三つである。
 - ① 何があったのか事実を明らかにする。
 - ② 自殺に至る過程（①で明らかになった事実の影響）をできる限り明らかにする。
 - ③ 上記①②を踏まえ、今後の再発防止への課題を考え、学校等及び社会全体で自殺予防の取組の在り方を見直す。

<背景調査の大まかな流れ>

基本調査

- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、全件を対象として、事案発生（認知）後速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず様式2（※本マニュアルp 38 参考様式4）を用いて、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。

- 学校の設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定。
→指導記録等の確認／全教職員からの聴き取り
- 状況に応じ、関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケアを実施（ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、制約を伴うこととなり、関係の深かった児童生徒から自殺の背景にある生前の状況等を聴き取ることは事実上困難となることに留意が必要である。）。
※自殺又は自殺が疑われる死亡事案発生後に、**背景調査や今後の流れを遺族に説明する際は、様式（本マニュアルp 47 参考様式6 参照）**を活用し、背景調査等について説明すること。

詳細調査への移行判断

- 学校の設置者は、基本調査結果の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、第三者性が確保された専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重することが望ましい。
- 全ての事案について詳細調査を実施することが望ましい。これが難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する。
 - ア) 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合
- 詳細調査への移行について、**意向確認書様式（本マニュアルp 48～ 参考様式7 参照）**を活用して、遺族から要望を聴取すること。
- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる。
- 詳細調査に移行しないと判断した場合は、基本調査の内容、得られた資料を保存し、得られた情報の範囲内で検証や再発防止策を検討する必要がある。
- 調査組織が平常時から設置されていない場合には、組織立ち上げに相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある。
- このため、基本調査実施中に詳細調査の一部であるアンケート調査や聴き取り調査に関する遺族の要望がある場合は、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施することが必要である。その際、基本調査と並行してアンケート調査や聴き取り調査を実施することも考えられる。また、詳細調査の組織の設置まで時間がかかる場合等においても、学校の設置者の責任において、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断する。
- ただし、詳細調査に先行してアンケート調査等を実施する際でも、遺族の了解、児童 生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制、調査の実施体制が整っていることが必要である

詳細調査

- 基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家等第三者性が確保された専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。

- 調査の主体は、学校の設置者又は学校が考えられるが、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。
- 自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、第三者性が確保された専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、職能団体等からの推薦によるなど当該調査の公平性・中立性を確保することが必要である。

【詳細調査の実施】

調査組織の設置・調査の計画・調査実施（アンケート調査・聴き取り調査等）／自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防への提言／報告書のとりまとめと遺族等への説明／調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用等 ※ 児童生徒に自殺の事実を伝えての調査は、遺族の了解、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制、調査の実施体制が整っていることが前提。

一般的な背景調査の流れ（フロー図）については、文部科学省作成の背景調査の指針（R7.12月改訂）のp5、6を参照してください。事案を把握した場合は、様式A（本マニュアルp58）にて、文科省に報告する必要がありますので、提出をお願いします。

8 様式について

次ページ以降に参考様式等を掲載します。掲載している参考様式等は次のとおりです。

- 【参考様式1（保護者・児童生徒→学校）】いじめ重大事態に係る申立様式
- 【参考様式2（学校→町教委）】いじめ重大事態（疑い含む）発生報告書
- 【参考様式3（町教委→三川町長）】いじめ重大事態（疑い含む）発生報告書
- 【参考様式4（学校→町教委）】基本調査報告書
 - ※ 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、基本調査の主体は学校を想定
- 【参考様式5（学校もしくは町教委→三川町長）】いじめの重大事態調査報告書
 - ※ 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について調査主体・調査報告書の作成は町教委を想定
 - ※ 不登校重大事態について、調査主体・調査報告書の作成は学校を想定
 - ※ その他の重大事態については、調査主体が調査報告書を作成することを想定
- 【参考様式6 背景調査や今後の流れを遺族に説明する際の様式】
- 【参考様式7 詳細調査等に係る意向確認書様式 ※児童生徒の自殺が起きたとき】
- 【様式1（町教委→県教委を通して文部科学省）】いじめ重大事態の発生に関する報告について
- 【様式2（町教委→県教委を通して文部科学省）】いじめ重大事態調査の開始に関する報告について
- 【様式3（町教委→県教委を通して文部科学省）】いじめ重大事態調査の再調査の開始に関する報告について
- 様式1の記載例
- 様式2の記載例
- 【様式A】 ※自殺又は自殺が疑われる事案、自殺未遂又は自殺未遂が疑われる事案
「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（依頼）文科省R8.6.18

三川町のホームページにも掲載していますので、活用してください。下記 URL や二次元コードから参考様式等を掲載しているページにアクセスすることができます。

URL : <https://www.town.mikawa.yamagata.jp/town/kyouiku/index.html>



【参考様式1（保護者・児童生徒→学校）】

三川町立〇〇学校長 殿

いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

1 申立日

令和 年 月 日

2 いじめを受けた児童生徒に関する情報

学 校 名		学 年	年
児童生徒氏名		保護者氏名	

3 いじめ重大事態の概要・経緯

(1) いじめ重大事態の種類（該当するもの全てにチェックしてください。）

1 号重大事態

- ☐ 生命に重大な被害が生じた疑いがある
- ☐ 心身に重大な被害が生じた疑いがある
- ☐ 財産に重大な被害が生じた疑いがある

診断書の有無	有 ・ 無	(有の場合) 診断名	
--------	-------	---------------	--

警察への被害 届提出の有無	有 ・ 無	提出先 (警察署名)	
------------------	-------	---------------	--

2 号重大事態

- ☐ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

欠席の状況	
-------	--

※欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください。

令和7年11月 三川町教育委員会
ガイドライン（p49）より作成

【参考様式2（学校→町教委）】

令和 年 月 日

三川町教育委員会教育長 殿

三川町立〇〇学校長 印

いじめ重大事態（疑い含む）発生報告書

1	重大事態（疑い含む）と認めた事由及び根拠 （いじめ防止対策推進法による） ※28条第1項第1号（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い） ※28条第1項第2号（相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い） ※「認めた」とは「考える」ないし「判断する」の意	□第28条第1項第1号 □第28条第1項第2号 ○認めた事由及び根拠 ・
2	児童生徒・保護者からの申立ての有無 ※いずれかに○をつけること	あった なかった
3	いじめを受けたとされる児童生徒	第 学年 組 （ 歳） 氏名 （性別） 学校生活、家庭環境、健康状況など ※複数の場合は追記すること ※【「児童生徒の事件等報告書」に重大事件等の報告について（様式）】の項目をもとにして上記の項目を立てた
4	いじめを行ったとされる児童生徒	第 学年 組 （ 歳） 氏名 （性別） 学校生活、家庭環境、健康状況など ※複数の場合は追記すること

5	いじめが行われたと疑われる時期	R〇.〇.〇〇 ～ R〇.〇.〇〇
6	学校が本事案を認知した日	R〇.〇.〇〇
7	事案の内容 ○発見のきっかけ ○いじめの態様等 ○現在の状況 【いじめを受けたとされる児童生徒】 ※不登校重大事態であれば、欠席期間、日数も記載 【いじめを行ったとされる児童生徒】	
8	学校の指導経過等	
9	いじめを受けたとされる児童生徒・保護者の意向	

※ 三川町教育委員会記入欄

受付日	令和 年 月 日 (学校教育係：職 氏名)
調査の主体	☐ 学校の設置者 ☐ 学校

令和6年3月作成 三川町教育委員会

【参考様式3（町教委→三川町長）】

令和 年 月 日

三 川 町 長 殿

三川町教育委員会教育長 印

いじめ重大事態（疑い含む）発生報告書

1	重大事態（疑い含む）が発生した学校	三川町立〇〇学校
2	重大事態（疑い含む）と認めた事由及び根拠 （いじめ防止対策推進法による） ※28 条第 1 項第 1 号（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い） ※28 条第 1 項第 2 号（相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い） ※「認めた」とは「考える」ないし「判断する」の意	□第 28 条第 1 項第 1 号 □第 28 条第 1 項第 2 号 ○認めた事由及び根拠 ・
3	児童生徒・保護者からの申立ての有無 ※いずれかに○をつけること	あった なかった
4	いじめを受けたとされる児童生徒	第 学年 組 （ 歳） 氏名 （性別） ※複数の場合は追記すること
5	いじめを行ったとされる児童生徒	第 学年 組 （ 歳） 氏名 （性別） ※複数の場合は追記すること
5	いじめが行われたと疑われる時期	Ｒ〇．〇．〇〇 ～ Ｒ〇．〇．〇〇
6	学校が本事案を認知した日	Ｒ〇．〇．〇〇

7	事案の内容 ○発見のきっかけ ○いじめの態様等 ○現在の状況 【いじめを受けたとされる児童生徒】 ※不登校重大事態であれば、欠席期間、日数も記載 【いじめを行ったとされる児童生徒】	
8	学校の指導経過等	
9	いじめを受けたとされる児童生徒・保護者の意向	
10	調査の主体	☐ 学校の設置者 ☐ 学校

令和6年3月作成 三川町教育委員会

【参考様式4（学校→町教委）】基本調査報告書

基本調査における様式

1. 学校に関する基本的事項

○学校名

○校長名

○設置者 ☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立 ☐ その他

○学校種 ☐ 小学校 ☐ 中学校 ☐ 義務教育学校 ☐ 中等教育学校
☐ 高等学校（☐ 全日制あり ☐ 定時制あり ☐ 通信制あり）
☐ 特別支援学校（☐ 小学部 ☐ 中学部 ☐ 高等部）

2. 事案に関する基本的事項

○児童生徒名

○学年（ ）学年 ○年齢（ ）歳 ○性別 ☐ 男 ☐ 女

○児童生徒の在籍状況

☐ 小学校 ☐ 中学校 ☐ 義務教育学校（☐ 前期課程 ☐ 後期課程）
☐ 中等教育学校（☐ 前期課程 ☐ 後期課程） ☐ 高等学校（☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制）
☐ 特別支援学校（☐ 小学部 ☐ 中学部 ☐ 高等部）

○事案発生日時

死亡確認日時（ ）年（ ）月（ ）日（ ）時ころ

発見日時（ ）年（ ）月（ ）日（ ）時ころ

学校が把握した日時（ ）年（ ）月（ ）日（ ）時ころ

○事案発生時の状況（事案が発生した場所）

☐ 自宅 ☐ 下宿・寮 ☐ 学校 ☐ 自宅・学校以外の建物 ☐ 海・湖・河川 ☐ 乗物
☐ 駅構内・鉄道線路 ☐ 路上 ☐ ☐ その他（ ） ☐ 不明
（手段別の状況）

☐ 首つり ☐ 服毒（医薬品等） ☐ 練炭等 ☐ 刃物 ☐ 入水（溺死含む） ☐ 飛び降り
☐ 飛び込み（走行中の電車、自動車等への飛び込み） ☐ その他 ☐ 不明

○事案の概要

発見時の状況や事案把握の端緒、経緯等を時系列に沿って記載

--

○児童生徒が死亡前に残した文書等の有無

☐ なし ☐ 遺書 ☐ メール ☐ SNS の書込み ☐ ブログ ☐ その他（ ） ☐ 不明

3. 児童生徒に関する事項

○成績

☐ 上位 10%以上 ☐ 上位 10%～50% ☐ 上位 50%～上位 90% ☐ 下位 10%以下 ☐ 分類不可

○成績の急激な低下

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

具体的に、いつごろどのように下がったかを記載

--

○出席状況

(前年度)

出席 () 日 遅刻 () 日 早退 () 日 欠席 () 日

(直近 1 ヶ月) ※長期休業明けの場合は長期休業前の状況

☐ 欠席なし ☐ あり (☐ 1～4 日 ☐ 5～15 日 ☐ 16 日以上)

☐ 遅刻なし ☐ あり (☐ 1～4 日 ☐ 5～15 日 ☐ 16 日以上)

☐ 早退なし ☐ あり (☐ 1～4 日 ☐ 5～15 日 ☐ 16 日以上)

上記の期間より前の期間を含めて、当該児童生徒の出席状況について 顕著な状況があれば記載

--

○学校(担任や養護教諭、スクールカウンセラー等)への相談歴

☐ 有 ☐ 無

(相談内容) ※該当するもの全てチェックすること

☐ 学業等に関する相談 ☐ 入試に関する相談 ☐ 進路(入試以外)に関する相談

☐ いじめに関する相談 ☐ 友人に関する相談 ☐ 教職員に関する相談

☐ 教職員による体罰・不適切な指導等に関する相談

☐ 学校生活に おける性別による偏見・差別に関する相談

☐ 家族等に関する相談 ☐ 病気の悩み(身体疾患)に関する相談

☐ 病気の悩み(精神疾患(うつ病・統合失調症など)に関する相談

☐ その他 ()

いつ、誰に相談したか、具体的な相談内容を記載

--

○保健室の利用

☐ 有 ☐ 無

時期、きっかけ等具体的に把握していれば記載

--

○学校外の相談機関（保健所や民間団体等）の相談歴

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

時期、相談先、相談内容等把握していれば記載

--

○自殺未遂歴・自傷行為歴

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

時期、回数、手段、誰が聞いたか等把握していれば記載

--

○自殺をほのめかす言動（希死念慮）

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 時期、回数、誰が把握したか等把握していれば記載

--

○身体の不調 時期、内容等把握していれば記載

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 ○精神の不調

時期、内容等把握していれば記載 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

--

○通院・入院歴の有無

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

時期、病名等把握していれば記載

--

○障害者手帳

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

（障害の種類：☐ 身体障害 ☐ 知的障害 ☐ 精神障害 ☐ 不明）

時期、治療歴等把握していれば記載

--

○発達障害の診断

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

時期、治療歴等把握していれば記載

--

○学習面や生活面、対人関係等において学校内で配慮していた事項があったか

☐ 有 ☐ 無

具体的に記載

--

○就学援助の対象

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

家計急変等の事情等把握していれば記載

○家族構成

☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ 祖父母 ☐ その他（ ） ☐ 把握していない

保護者の職業や家庭環境等把握していれば記載

○自殺直前（直近2週間程度が目安）に本人が関係するトラブルや学校・部活動等のイベント、喪失体験等の大きな出来事があったか。

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

時期、内容等把握していれば記載

○入学・転学・編入学など前籍校から引き継いだ顕著な事項はあったか

☐ 有 ☐ 無

具体的に記載

○その他特筆すべき事項

☐ 有 ☐ 無

具体的に記載

4. 聴き取りにより把握した内容

（1）全教職員からの聴き取りから把握した内容

○学習状況の変化や特徴

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

時期、内容等把握していれば記載

○教室や部活動での様子の変化

☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

時期、内容等把握していれば記載

○服装、持ち物、提出物等の変化

☐有 ☐無 ☐不明

時期、内容等把握していれば記載

--

○友人、教職員との関係の変化

時期、内容等把握していれば記載

--

(2) 関係児童生徒からの聴き取りから把握した内容

○関係児童生徒から聴き取りを行ったか

☐ 行った ☐ 行っていない

○当該児童生徒との関係

具体的に記載

--

○自殺の事実を伝えたか。

☐ 伝えた ☐ 伝えなかった

具体的にどのような内容を、いつ、どの範囲で、どのように伝えたか記載

--

○教室や部活動での様子の変化

☐有 ☐無 ☐不明

時期、内容等把握していれば記載

--

○友人、教職員との関係の変化

☐有 ☐無 ☐不明

時期、内容等把握していれば記載

--

○当該児童生徒が関係児童生徒に悩みを相談していたか

☐ していた ☐ していなかった ☐ 不明

相談内容に関して該当するものをチェック ※該当するもの全てチェックする

☐ 学業等に関する相談 ☐ 入試に関する相談 ☐ 進路（入試以外）に関する相談

☐ いじめに関する相談 ☐ 友人に関する相談 ☐ 教職員に関する相談

☐ 教職員による体罰・不適切な指導等に関する相談

☐ 学校生活における性別による偏見・差別に関する相談

☐ 家族等に関する相談 ☐ 健康等に関する相談 ☐ その他（ ）

具体的に把握したことがあれば記載

--

（３）その他 ※保護者等

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

--

５．その他の方法により把握した情報

○学校生活アンケート調査（いじめの把握のためのアンケート調査を含む）等の状況

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

--

○その他の方法 具体的に記載（把握した方法が何かを含めて記載）

--

６．今後の対応等

（１）学校の対応方針

具体的に記載（児童生徒・保護者・報道機関等への対応）

--

（２）遺族への対応方針

具体的に記載

--

7. 死亡した児童生徒に関して把握した事実（各項目ごとに回答）

※基本調査において学校で把握した事実についてチェックすること。また、チェック項目について、具体的に把握していることがあれば、それぞれ記載すること。

（学校問題に関する項目）※1つ以上チェックすること

- ☐ 学業不振に関する悩み ☐ 入試に関する悩み ☐ 進路に関する悩み（入試以外）
☐ いじめ（疑いを含む） ☐ 学友との関係での悩み（いじめ（疑いを含む）以外）
☐ 教職員との関係での悩み ☐ 教職員による体罰・不適切な指導等への悩み
☐ 学校生活における性別による偏見・差別に関する悩み ☐ その他（ ） ☐ 不明

【具体的な内容】

--

（健康問題に関する項目）※1つ以上チェックすること

- ☐ 病気の悩み（身体疾患） ☐ 病気の悩み（精神疾患（うつ病・統合失調症など）
☐ 身体障害の悩み ☐ その他 ☐ 不明

【具体的な内容】

--

（家庭問題に関する項目）※1つ以上チェックすること

- ☐ 親子関係での悩み ☐ その他の家族関係での悩み ☐ 介護・看病での悩み ☐ 家族の死亡
☐ 家族の将来に関する悩み ☐ 家族からのしつけ・叱責に関する悩み
☐ 家族・同居人からの虐待（身体的・心理的・性的・ネグレクト）（疑いを含む）
☐ その他 ☐ 不明

【具体的な内容】

--

（その他）※把握していることがあればチェックすること

- ☐ 就職失敗 ☐ 職場関係での悩み（アルバイト等を含む） ☐ 失恋 ☐ 交際相手からの暴力
☐ ストーカー行為等 ☐ 犯罪被害
☐ SNS・インターネット上のトラブル（いじめ（疑いを含む）以外）
☐ 犯罪発覚等（本人の非行行為等） ☐ 性的少数者であることの悩み ☐ 孤独感
☐ 後追い自殺 ☐ その他（ ）

【具体的な内容】

--

【参考様式5（学校もしくは町教委→三川町長）】

- ※ 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、調査主体・調査報告書の作成は町教委を想定
- ※ 不登校重大事態について、調査主体・調査報告書の作成は学校を想定
- ※ その他の重大事態については、調査主体が調査報告書を作成することを想定

令和 年 月 日

三 川 町 長 殿

三川町立〇〇学校長もしくは三川町教育委員会教育長

いじめの重大事態調査報告書

- ## 1 重大事態調査の位置付け
- ・ 重大事態の別（１号・２号・１号かつ２号）
 - ・ 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
- ## 2 調査の目的、調査組織の構成
- (1) 調査の目的
 - ・ 調査の趣旨・目的を記載する。
 - (2) 調査期間
 - ・ 調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
 - (3) 調査組織の構成
 - ・ 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。
 - ・ 外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
- ## 3 当該事案の概要
- (1) 基礎情報
 - ・ 重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、氏名、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
 - (2) 当該事案の概要
 - ・ 調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
- ## 4 調査の内容
- (1) 調査方法
 - ・ どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。
 - (2) 調査内容
 - ・ 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。
 - ・ 聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
- ## 5 当該事案の事実経過
- (1) 対象児童生徒の訴え
 - ・ 聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。
 - ・ 対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
 - (2) 関係児童生徒からの聴取内容
 - ・ 関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。
 - ・ 関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
 - (3) 当該事案の事実経過
 - ・ 調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。
 - ・ 事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「（２）事実関係の確認・整理」（本マニュアル p 26, 27）を参照。

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

- ・ 事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。

7 学校及び学校の設置者の対応

- (1) 学校の対応について
 - ・ 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
- (2) 学校の設置者の対応について
 - ・ 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
- (3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察
 - ・ 学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。

8 当該事案への対処及び再発防止策の提言

- (1) 当該事案への対処について
 - ・ 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。
 - ・ 対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
- (2) 学校及び学校の設置者に対する提言
 - ・ 当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。

9 参考資料

【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）】

- ・ 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
 - ① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
 - ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

- ・ 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

令和7年11月改訂 三川町教育委員会
ガイドライン（p35・37・38）より作成

【参考様式6 背景調査や今後の流れを遺族に説明する際の様式】

大切なお子さんを亡くされた方へ

【基本調査について】

- ・「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和7年12月改訂版）」において、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が、事案発生（認知）後、速やかに基本調査を実施することとしており、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理することとしております。
- ・なお、御希望があれば、詳細調査の一部であるアンケート調査・聴き取り調査を、詳細調査に先行して実施することも可能です。
- ・現在、〇〇学校において、基本調査を実施しておりますが、〇月〇日を目途に、〇〇様の御都合を踏まえた上で、御説明をさせていただく予定です。

【詳細調査について】

- ・詳細調査とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査です。
- ・詳細調査は、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す調査です。
- ・「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、「詳細調査に移行すべき事案の考え方」として、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいとされ、これが難しい場合は、少なくとも

ア) 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合

イ) 遺族の要望がある場合

ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合

に詳細調査に移行するとされておりますので、御要望がある場合は御連絡くださいますようお願い申し上げます。

（本件連絡先） 〇〇学校 教頭 TEL：

三川町教育委員会 TEL：0235-35-7005

※災害共済給付制度について

災害共済給付制度は、学校（園）の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費や見舞金を給付する制度です。詳しくは以下にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

（独）日本スポーツ振興センター 仙台給付課 022-716-2108

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校の管理下の災害でお子様を亡くされた保護者の方へのお知らせ

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyufu_1/pdf/oshirase.pdf

令和8年7月 三川町教育委員会作成 背景の指針（R7.12月改訂）をもとに

【参考様式7 詳細調査等に係る意向確認書様式 ※児童生徒の自殺が起きたとき】

詳細調査等に係る意向確認書

当該児童生徒に係る情報（学校の設置者又は学校が記入）

学校名		学年	年
児童生徒名	さん		

上記の児童生徒に関する基本調査の結果を踏まえ、下記のとおり、詳細調査に関する意向等を確認させていただきます。

1 説明の有無

- ☐ 学校の設置者又は学校から基本調査の結果について説明を受けた。（ 年 月 日）
- ☐ 学校の設置者又は学校から、詳細調査に関する学校・設置者の今後の方向性について、説明を受けた。（ 年 月 日）

2 詳細調査実施に関する意向確認

- ☐ 詳細調査へ移行してほしい
- ☐ 詳細調査実施の有無に係る学校の設置者の判断に同意する
- ☐ 詳細調査へ移行してほしくない
- ☐ 現時点で回答することは難しい

※ 現段階での意向を記載ください。また、この時点での回答について後日変更を妨げるものではありません。回答を変更する場合は、改めて御連絡をお願いします。

なお、長期間経過後に詳細調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料の保存期間が経過して、不存在となっていること等もあり得ることから、調査の実施には調査は困難を伴うことが想定されることに御留意をお願いします。

3 その他要望

年 月 日

記載者署名（自筆）

令和8年7月 三川町教育委員会作成 背景の指針（R7.12月改訂）をもとに

以下、文部科学省より

4 文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究への活用に関する同意

☐ 基本調査の結果を文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究に活用することに同意する。

☐ 基本調査の結果を文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究に活用することに同意しない。

※ 文部科学省及びこども家庭庁において、基本調査の結果（ただし氏名を除く）を子供の自殺に係る要因分析・研究に活用します。

また、要因分析・研究の実施をこども 家庭庁が第三者への委託等により行う場合は、こども家庭庁から守秘義務を課した上で、当該第三者に共有します。

なお、同意は撤回することが可能ですので、撤回する場合は、改めて御連絡をお願いします。

____年 ____月 ____日 氏名_____

【参考】詳細調査の目的

詳細調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実関係の確認のみならず、遺族の事実に向き合いたいという希望に沿いつつ、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それにより、再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

様式 1 (町教委→県教委を通して文部科学省)

いじめ重大事態の発生に関する報告について

☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立 ☐ 株立

※該当するものにチェック

市町村教育委員会等名

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

(2) 児童生徒に関する情報 (重大事態発生時)

学校名	学校				
学年	年	性別		年齢	歳

※所属する学校・学年が重大事態発生時と異なる場合 (現在)

学校名	学 校	学 年	年
-----	-----	-----	---

(3) 学校の概要 (重大事態発生時)

児童生徒数		学級数		教職員数	
-------	--	-----	--	------	--

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

☐ 1 号事案 ☐ 2 号事案 ☐ 1 号事案かつ 2 号事案 ※該当するものにチェック

(5) 当該児童生徒・保護者に関すること (学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など)

--

(6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について

(学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局
その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。)

--

(7) 特に相談した事項について (文部科学省に相談したい事項があれば記載)

--

(8) 本件に関する市町村教育委員会等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

令和7年11月三川町教育委員会

「いじめ重大事態に関する国への報告について(依頼)」文部科学省 R5.3.10 (様式1) より作成

様式 2 (町教委→県教委を通して文部科学省)

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について

☐国立 ☐公立 ☐私立 ☐株立

※該当するものにチェック

市町村教育委員会等名

(1) 重大事態調査の開始日 (重大事態調査委員会の初回開催日)

(2) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック

☐学校

☐学校の設置者

(3) いじめ重大事態調査について

① 調査委員の構成状況 (調査委員の肩書きや人数など)

--

② 調査終了目途

--

③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況
(被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載)

--

④ その他

--

(4) 特に相談したい事項について (文部科学省に相談した事項があれば記載)

--

(5) 本件に関する市町村教育委員会等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

令和 7 年 1 1 月 三川町教育委員会

「いじめ重大事態に関する国への報告について(依頼)」文部科学省 R5. 3. 10 (様式 1) より作成

様式 3 (町教委→県教委を通して文部科学省)

いじめ重大事態調査の再調査の開始に関する報告について

☐国立 ☐公立 ☐私立 ☐株立

※該当するものにチェック

市町村教育委員会等名

(6) 再調査の開始日 (再調査委員会の初回開催日)

(7) いじめ重大事態の再調査について

⑤ 再調査すべきと判断された理由

--

⑥ 再調査委員の構成状況 (調査委員の肩書や人数など)

--

③ 調査終了目途

--

④ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況
(被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載)

--

⑤ その他

--

(8) 特に相談したい事項について (文部科学省に相談した事項があれば記載)

--

(9) 本件に関する市町村教育委員会等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

令和 7 年 1 1 月 三川町教育委員会

「いじめ重大事態に関する国への報告について(依頼)」文部科学省 R5.3.10 (様式 1) より作成

記載例

令和 5 年 3 月 10 日付け事務連絡の
3 頁に示す「事案整理番号の割り振
り方」に則り記入ください。

事案整理番号：

様式 1

いじめ重大事態の発生に関する報告について

【第 報について（令和 年 月 日）】

最初の報告を第 1 報とし、その後報
告内容の修正や重要な情報の更新が
ある場合は第 2 報として、追記修正
し、再提出をお願いします。

☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立 ☐ 株立

※該当するものにチェック

都道府県教育委員会等名

(3) 地方公共団体の長等に報告した日

法第 29 条～第 32 条に基づいて、
学校の設置者等を通じて地方公共
団体の長等に報告した日付。

(4) 児童生徒に関する情報（現在）

学校名	学校				
学年	年	性別		年齢	歳

重大事態の被害者であ
る児童生徒について記
載ください。
複数名いる場合は児童
生徒毎に様式を分けて
作成ください。

(5) 学校の概要

住所・ 連絡先	(住所) (電話)				
校長名			児童生徒数		
学級数			教職員数		

現時点で把握している概
要・経緯を時系列で記載く
ださい。

いじめ重大事態の概要・経緯など

記載例)

- ・ 令和△年〇〇月〇〇日に当該生徒は、自宅マンションから飛び降り死亡した。
- ・ 同日、午後××時頃、当該生徒の父親から、当該生徒が死亡した旨の報告を学校側が受けた。
- ・ 現在、警察にて事件性の有無について調査中であるものの、父親宛に学校においていじめにあっており辛い旨、遺書が残されていた。

・直前に関係生徒3名から無視されているという相談があり、〇〇月△△日に学校としても相談があったことは認知している。

(6) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況など）

（記載例）

（当該生徒）

- ・家庭環境は、父子家庭である。（両親は離婚）
- ・非常に真面目な性格であり、学業成績も優秀であった。
- ・明るく優しい性格であり、誰とでも気さくに話すことの出来る生徒であった。
- ・部活動では部長を任され、後輩を引っ張る活躍ぶりであった。
- ・保護者と学校は友好的な関係を築くことが出来ており、日頃から情報共有は出来ていた。

（関係する生徒）

- ・関係生徒は3名とも「無視したつもりはなく、そう思われてしまっていたなら謝りたい」と言っていた。

児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。その他児童生徒や関係者等に関する情報についても事案の性質上必要な範囲で記載するようご注意ください。

(7) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について

（学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局
その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。）

記載例)

- ・令和△年〇〇月〇〇日に教職員へ周知し、「緊急対応チーム」を設置し、遺族や生徒・保護者への対応について検討することにした。
- ・今後、第3者委員会による調査を実施するため、警察、弁護士、スクールカウンセラー等とも連携をしていく予定。
- ・教育委員会とも連携し、総合教育会議の開催等を通じ、対応について協議をしていく予定。

(8) 本件に関する都道府県教育委員会等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

「いじめ重大事態に関する国への報告について(依頼)」文部科学省 R5.3.10（様式1）より作成

記載例

事案整理番号：

様式 2

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について

【第 報について（令和 年 月 日）】

再調査に係る報告の際は、表題の「いじめ重大事態調査」を「いじめ再調査」と修正ください。

☐国立 ☐公立 ☐私立 ☐株立

※該当するものにチェック

自治体等名

(10) 様式 1 を文部科学省に提出した日

(11) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）

(12) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック

☐学校

☐学校の設置者

(13) いじめ重大事態調査について

⑦ 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

記載例) 弁護士○名、臨床心理士○名、社会福祉士○名、大学教授（専門：△△学）○名、医師（専門：△△科）○名

⑧ 調査終了目途

記載例) 令和○年△△月頃、終了予定。

⑨ 被害児童生徒保護者や関係生徒保護者への調査に関する説明状況

（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

記載例) 被害児童生徒保護者や加害児童生徒保護者双方に対して、調査の目的、調査主体、期間、調査事項、調査方法、結果の取り扱いについて説明を実施済み。
なお、被害児童生徒の保護者から、調査主体について、学校いじめ対策組織だけではなく第三者を加えること及び調査事項についても飛び降りといじめの因果関係をしっかりと調べて欲しいと要望があった。

⑩ その他

(14) 本件に関する都道府県教育委員会等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

児童生徒の事件等報告書【自殺・自殺未遂事案】

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立 ☐ 株立

都道府県教育委員会等名 _____

(1) 事件等の概要

☐ 自殺（疑い含む） ☐ 自殺未遂（疑い含む） ※ 自殺未遂は、自殺を意図したものとする。

【概要】 時系列で整理し、記載してください。

(2) 発生日時・場所

日時： 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分頃 場所： _____

(3) 当該児童生徒に関する情報（現在）

高等学校は以下にチェック

学校名 _____

☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制

学年 ____ 年 性別 ____ 年齢 ____ 歳

(4) その他確認事項

【手段別の状況】 ☐ 首つり ☐ 服毒(医薬品等) ☐ 練炭等 ☐ 刃物
☐ 入水(溺死含む) ☐ 飛び降り ☐ 飛び込み(走行中の電車、自動車等への飛び込み)
☐ その他() ☐ 不明
【児童生徒が死亡前に残した文書等の有無】 ☐ なし ☐ 遺書 ☐ メール ☐ SNSの書き込み
☐ ブログ ☐ その他() ☐ 不明
【いじめ（疑い含む）】 ☐ なし ☐ あり ☐ 不明
【警察との連携（情報共有等）】 ☐ 連携中 ☐ 連携予定 ☐ 連携予定なし
【報道の有無】 ☐ なし ☐ あり

※ 以下は自殺（疑い含む）事案のみ

【様式 1 を用いた遺族への説明】 ☐ できている ☐ できていない(これから)

【基本調査の実施状況】 ☐ 実施中 ☐ 今後実施予定

(5) 本件に関する都道府県・指定都市教育委員会等連絡先

課名 _____
 名前 _____ 連絡先(電話番号) _____